

宅建朝から1問 宅建業法 報酬 宅建 H23-40-1 <<#936>>

【問】 正誤を付けよ。

宅地建物取引業者A社(消費税課税事業者)は貸主Bから建物の貸借の代理の依頼を受け、宅地建物取引業者C社(消費税課税事業者)は借主Dから媒介の依頼を受け、BとDの間で賃貸借契約を成立させた。なお1か月分の借賃は10万円である。

建物を住居として貸借する場合、C社は、Dから承諾を得ているときを除き、55,000円を超える報酬をDから受領することはできない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 報酬【宅建★入門】

居住用建物の賃貸借の媒介の場合

依頼者の承諾のない限り、依頼者の一方から受領できる報酬額は、借賃の2分の1か月分(or 消費税を加え0.55か月分)以下でなければならない。

合計

貸借の媒介または代理における報酬は、合計して借賃の1か月分(or 消費税を加え1.1か月分)以下でなければならない。

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

直前期に効率的に学習したい ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>